

平成19年 第3回
教育委員会臨時会会議録

平成19年3月27日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第 2 2 3 5 号

平成 1 9 年第 3 回臨時会

日 時 平成 1 9 年 3 月 2 7 日 (火) 午前 1 0 時 6 分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	五味原 康
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐
	委 員	横 矢 真 理
	委 員	澤 孝一郎

「欠席委員」 な し

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参事 (庶務課長事務取扱)	小 池 眞喜夫
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千恵子

「書 記」	庶務課庶務係長	阿 部 祥 子
	庶務課庶務係主事	荒 川 正 行

「議題等」

第 1 協議事項

- 1 港区教育委員会委員長職務代理者の指定について

第 2 審議事項

- 1 議案第 6 号 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 2 議案第 7 号 港区教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規程について
- 3 議案第 8 号 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 4 議案第 9 号 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 議案第 1 0 号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

- 6 議案第 1 1 号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第 1 2 号 港区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- 8 議案第 1 3 号 港区立学校事案専決規程の一部を改正する規程について
- 9 議案第 1 4 号 港区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について
- 10 議案第 1 5 号 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について

「開 会」

- 五味原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、平成１９年第３回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前１０時６分)

「会議録署名委員」

- 五味原委員長 本日の署名委員は、小島委員、よろしくお願いします。

第１ 協議事項

１ 港区教育委員会委員長職務代理者の指定について

- 五味原委員長 それでは日程に入ります。

日程第１、協議事項。

港区教育委員会委員長職務代理者の指定についてでございます。

例年、委員長任期満了後の新委員長選任の議事につきましては、委員長職務代理者によって行われております。今回につきましては、職務代理者である小島委員が３月３１日をもって任期満了を迎えるため、４月１日から職務代理者が不在となってしまいます。したがって、４月１日から職務代理者をあらかじめ指定しておく必要があると思います。

委員長職務代理者につきましては、いかがでございますか。

- 澤委員 この件、委員長に一任ということで、いかがでしょうか。

(異議なし)

- 五味原委員長 わかりました。ただいま、澤委員から、委員長指名を一任したいとの提案がございましたので、それでよろしゅうございますか。

それでは、委員長職務代理者に横矢委員を指名させていただきます。ただいまの指名につきましては、いかがでございますか。よろしゅうございますか。

それでは、指名のとおり、横矢委員に職務代理者をお願いいたします。

ご挨拶をお願いします。

- 横矢委員 横矢でございます。いつもご迷惑ばかりおかけしておりますけれども、今回は職務代理者として、お仕事させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第２ 審議事項

１ 議案第６号 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

- 五味原委員長 日程第２、審議事項。

議案第６号、港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、参事、お願いします。

- 参事（庶務課長事務取扱） それでは、資料ナンバー１をご覧いただきたいと思います。

教育委員会事務局組織規則というのは、教育委員会事務局の各課及び室の分掌事務を規定する規

則でございます。

3枚目をご覧くださいと思うのですが、新旧対照表でございます。今回は庶務課の分掌事務のうち、現行、学校の建設、営繕計画に関することというものについて文言整理を行いました。建設と営繕は同義語であるということから、改正案では、学校の建設計画及び調整にすることという形で整理をさせていただいたものでございます。

平成19年4月1日から施行するものでございます。簡単ですが、以上でございます。

○五味原委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問のある方どうぞ。

○小島委員 これは営繕はまた別になったのではないですか。

○参事（庶務課長事務取扱） 営繕の中には、もちろん大規模な改築というようなものと、それから小規模な修繕というものも両方入りますけれども、担当課長が今回設けられますが、担当課長は組織規則では規定しないものでございます。ただ、小規模の修繕等については学務課の所掌という形になっておりますので、それも含めて、今回文言の整理をさせていただきますということでございます。ちょっと説明が舌足らずで申しわけございませんでした。

○五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

それでは、採決に入らせていただきます。議案第6号について、原案どおり、可決することに異議ございませんか。

（異議なし）

○五味原委員長 異議がないものと認め、議案第6号については、原案どおり可決することといたします。

2 議案第7号 港区教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規程について

○五味原委員長 議案第7号、港区教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規程について、参事、お願いします。

○参事（庶務課長事務取扱） それではお手元の資料ナンバー2をご覧くださいと思います。

今度の組織規程は、それぞれの事務局の組織及び課及び室の各係あるいは担当等の分掌事務をさらに規程するものが組織規程でございます。

3枚目、同じく新旧対照表をご覧くださいと思います。組織改善については、以前の委員会でご報告させていただいているところでございますが、第2条ということで、学務課に学校施設保全担当係長を新たに設置するというところでございます。これは、学校運営支援係がやっていた、先ほどの小修繕と言いますか、そちらの部分切り離して、それから保全計画を立てていくということを担当する担当係長でございます。

それから第7条で、もう1枚おめくりいただきます。これは庶務課の施設計画担当、これは先ほどの規則で文言整理をしたものが第1号がこの建設計画及び調整に関することという規定です。それから第4号で、現行では、学校施設維持管理及び保全計画の技術的支援に関することというのがございましたけれども、これについて、教育委員会に現行技術職がいなかったものですから、総合経営部の施設課の技術建築職を兼務という形で位置づけて、技術的支援を行っていたものでござい

ますが、今回庶務課には建築職、それから担当課長が建築職でございますけれども、それから学務課には電気職ということで、技術職が配置されたというようなこともございまして、この技術的支援という文言を削除させていただきました。

それから学務課でございます。学務課について、下の方の現行のところ、心身障がいの「障害」が間違っておりますので、ご訂正をお願いしたいと思います。心身障がい教育の基本計画、それから心身障がい学級、これは特別支援教育あるいは特別支援学級という語義の改正がございますので、それに合わせて変えるものでございます。

それから、先ほど新たに学務課に学校施設保全担当係長を設置するというので、その分掌事務。区立学校及び幼稚園施設の維持管理及び保全計画に関する事、その他付随する設備に関する事という規定を新たに設けるものでございます。

平成19年4月1日からの施行とするものでございます。以上でございます。

○五味原委員長 ただいまの説明に対して、質問のある方どうぞ。

ほかになければ、採決に入らせていただきます。

議案第7号について、原案どおり、可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○五味原委員長 第7号につきましては、原案どおり、可決することといたします。

3 議案第8号 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について

○五味原委員長 次、議案第8号、港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について、参事、お願いします。

○参事(庶務課長事務取扱) 資料ナンバー3、管理職手当規則の改正でございます。

現行の管理職手当は、園長につきましては給料月額の20%を、それから副園長につきましては給料月額の13%と割合、いわゆる定率制で規程されております。現行の定率制を改めて、職務職責を的確に反映できるように定額制に改正するものでございます。

4枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。第2条、範囲及び額のところですけれども、第2条第1項は、管理職手当の支給を受ける職員及び支給額に関する規定でございます。先ほど申しましたように、現行の支給率は別表、もう1枚おめくりいただきまして別表がございます。現行の支給率は、その下の段ですけれども、園長が20%、副園長が13%規定されております。改正案では、支給額を定額化し、別表のとおり、園長は9万2800円、副園長、教頭ですね、副園長です、5万6000円と改正するものでございます。

それから、第2条2項の規定でございますけれども、これは再任用管理職員の手当額は、勤務時間に応じて支給するという規定でございます。なお、今のところ再任用の管理職員はおりません。

それから第4条をご覧ください。第4条については、1ヵ月間、勤務実績のない職員には、管理職手当を支給しないという規定でございます。これ現行は、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったという場合は支給しないという規定です。改正案は、月の初日から末日までということで、意味は全く同じでございます。今回は区長部局の規則が初日となっているため

に、表記を統一するというだけでございまして、特に意味はございません。区長部局の規則と整合性を図るということで、文言を整理するということでございます。

付則の第1項で、施行日を平成19年4月1日と規定をするものです。

それから付則の2が最後のページにかけてございますけれども、これは平成19年度における経過措置に関する規定でございます。定率制から定額制に改正することにより、増加する者と減少する者と出てくるわけですが、手当額が増加する場合は差額の2分の1をマイナスして、平成19年度は支給します。反対に手当額が減少する場合は、差額の2分の1をプラスして支給するというものでございます。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○五味原委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問のある方はどうぞ。

○澤委員 これは区の職員全体がそうなるので、幼稚園の先生方もとそういうことですか。

○参事（庶務課長事務取扱） 区長部局あるいは行政教育も同じように定率制から定額制。これは昨年の人事委員会の勧告でそういうことがうたわれていたものを、今回規則で規程するというところでございます。

○五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

この幼稚園教諭に関しては、園長についても23区全部同じになるわけですか。

○参事（庶務課長事務取扱） そのとおりでございます。

○五味原委員長 以上でございます。

それではほかにないようでございますので、採決に入らせていただきます。

議案第8号について、原案のとおり、可決することに異議ございませんか。

（異議なし）

○五味原委員長 議案8号については、原案どおり、可決することが決定いたします。

4 議案第9号 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

○五味原委員長 議案第9号、港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、参事、お願いします。

○参事（庶務課長事務取扱） 資料ナンバー4、管理職員特別手当に関する規則の一部を改正する規則でございますが、先ほど管理職手当の定額化について、規則の改正をご決定いただきましたけれども、それに伴い、文言の整理を行うものでございます。

3枚目、新旧対照表をご覧ください。現行管理職手当が100分の20の者については1万円、100分の13の者については7,000円という形で規定をされておりますけれども、これが定額制になったということで、改正案では、園長1万円、教頭7,000円ということのものでございまして、金額の改正はございません。

なお、この管理職特別勤務手当でございますけれども、これは管理職員が休日出勤をした場合に支給する手当ということでございます。実際は代休日を指定して、当該代休日に勤務しなかった場合には手当は支給しないという規程になってございます。実際にも、休日の振替を行っております

ので、支給実績はございません。

施行日は平成19年4月1日でございます。よろしくお願いいたします。

○五味原委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問のある方どうぞ。

○小島委員 この現行の100分の20が1万円、100分の13が7,000円とは、ぴったりそういう数字になるのですか、現行は。

○澤委員 違うみたいです。100分の20が1万円ということではないようです。

○参事（庶務課長事務取扱） これはそうではなくて、現行2条のところで、条例10条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員の占める職に応じてという形で書いてありますので、管理職手当を何%もらっている職員は、この特別勤務手当は1日について1万ですとそういう意味なのです。そういう規定の仕方なのです。そもそも、もとなる管理職手当の支給の計算が平均という形になりましたから、園長は全員同じ管理職手当もらいます。したがって、園長が休日に勤務した場合は1万円ですとそういう規定になっております。

○小島委員 現行であれば、教頭で100分の20で1万円という人もいたわけですね。

○参事（庶務課長事務取扱） いません。

○小島委員 これ現行も定額なのではないですか、この書き方は。

○参事（庶務課長事務取扱） 100分の13ですから。

○澤委員 何で現行が100分の20などわからない表現しているのか。だから小島委員みたいに、教頭でも100分の20もらうという可能性があるならばという質問がでるのです。

○参事（庶務課長事務取扱） これはもともとの規定の仕方がそういう形になっているということで、すみません、ご理解ください。

○五味原委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、採決に入らせていただきます。

議案第9号について、原案どおり、可決することでご異議ございませんか。

（異議なし）

○五味原委員長 異議なしと認め、議案第9号については、原案どおり、可決することといたします。

5 議案第10号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

○五味原委員長 議案第10号、港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について、参事、お願いします。

○参事（庶務課長事務取扱） それでは、資料ナンバー5をご覧くださいと思います。同じく4枚おめくりをいただきまして、期末手当に関する規則の一部を改正する規則、新旧対照表でございます。まず第5条でございますけれども、第5条第2項第1号です。期末手当の支給にかかる在職期間からの除算についての規定でございます。期末手当は、その在職の期間に休職していたり、停職であったり、そういうものについては期間から除いているという規定がございます。これはきちんとその期間、しっかり勤めた、仕事をしたということに対して支給されるという手当の性質上、除

算期間というのが決められているものでございます。

先ほど、組合の専従休職者については、これまでもその期間については勤務実績としてカウントしていなかったわけですが、今回それが明文化されていなかったということがございますので、勤務実績としてカウントしないということで明文化するものでございます。第2条1号です。専従求職者の期間を勤務実績としてカウントしないという規定でございます。

なお、幼稚園教育職員については、組合等への専従休職者はありません。

それから第11条でございますけれども、これは期末手当の職務段階別加算に関する規定でございます。条例改正で、前回か前々回かですけれども、条例改正をお願いしたときに、上限の範囲を条例で改正させていただきました。より具体的な形での割合を規則で定めるというものでございます。これは趣旨としては、より職務、職責を反映した加算割合に改正するものということでございます。改正後の加算割合については園長が12%、副園長が10%、それから次のページでございます。ここに教諭または養護教諭の職にある職員のうち、教育長が別に定める者100分の7とございますが、これは経験年数が大卒30年以上または短大卒32年以上の一般教諭が7%ということになります。それから100分の5でございますけれども、これは経験年数が大卒12年以上または短大卒14年以上の一般教諭は5%ということになるというものでございます。

これは教育長が別に定める者としておりますけれども、これは解釈及び運用に関する基準というものを定めておまして、この規則のさらに下のものになりますけれども、そこで定めるということですが、内容としては、今言いました経験年数による違いということでございます。

次に付則でございます。付則の1が施行期日ということで、平成19年4月1日からとするものです。それから付則の第2項については、平成19年度と平成20年度、やはり経過措置の期間を設けて、加算割合を段階的に改正していきます。下がる者もおりますので、その辺について、段階的に経過措置を設けるという内容でございます。説明は以上でございます。

○五味原委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問のある方はどうぞ。

よろしゅうございますか。質問ございませんか。

○小島委員 今の運用基準というのは、この規則に一体となるものと考えればいいのですか。だれが決めるのですか。

○参事（庶務課長事務取扱） ひな型は、やはり人事厚生事務組合の方でつくってくるのですが、基本的には教育長決裁で定めます。結構細かい、これだけではなくて、結構細かい基準といたしますか、それが規定されているものでございます。

○小島委員 教育長はそれに必ず従わなくてははいけないのですか。

○参事（庶務課長事務取扱） 教育長が決裁をします。

○五味原委員長 ほかにございませんか。

ほかになれば、これより、採決に入らせていただきます。

議案第10号について、原案どおり、可決することで異議ございませんか。

（異議なし）

○五味原委員長 異議ないと認め、議案第10号につきましては、原案どおり、可決することに決

定いたします。

6 議案第11号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

○五味原委員長 続きまして、議案第11号、港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、参事、お願いします。

○参事（庶務課長事務取扱） これは勤勉手当に関するものでございます。

新旧対照表を後ろから3枚目をご覧ください。ちょっと表題が期末手当という形になっておりますけれども、これは勤勉手当でございますので、大変申しわけございません、訂正をお願いしたいと思います。

内容につきましては、先ほどご説明をいたしました、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則と同様の内容になりますので、説明は省略させていただきます。

施行日も平成19年4月1日ということでございます。簡単ですが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○五味原委員長 ご質問のある方、どうぞ。

○澤委員 特に内容ではないのですけれども、期末手当は一般的にわかるのですが、勤勉手当というと、これいつ支給されるのですか。

○参事（庶務課長事務取扱） これは勤勉手当は6月それから12月ということで、夏期、夏に期末手当として例えば1.6ヵ月分、勤勉手当として0.何月分と。かつては勤勉手当というのは3月、年度末に支給されているものでございましたけれども、改正されて、12月の手当のときも期末手当として何月分、勤勉手当として何月分という形でなっています。

○澤委員 一般的に言うとボーナスというのが期末手当と勤勉手当に分かれているわけですね、中身により。

○参事（庶務課長事務取扱） より勤勉手当の方は成績率なども加味されてきますから、より職務実績というか、成績に合わせてという形の支給になります。

○五味原委員長 ほかにご質問ございませんか。

○小島委員 この在職期間って新旧対照表にありますよね。その新旧対照表の第11条の2項の真ん中で、改正したのは教頭、教諭または養護教諭というのを、改正は教頭または教諭、もしくは養護教諭と書いていますよね。これ何か意味あるのですか。

○参事（庶務課長事務取扱） これは前は教頭と教諭が同じ割合で支給されていたのですが、そこを分けました。そういう趣旨でございます。

○小島委員 何でここ「または」とか「もしくは」というのを入れたのですか。

○参事（庶務課長事務取扱） ちょっと国語力があまりないのですけれども。

○小島委員 支給割合が若干違う。

○五味原委員長 ほかにいかがでございますか。よろしゅうございますか。

ないようでございますので、採決に入らせていただきます。

議案第11号について、原案どおり、可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○五味原委員長 異議なしと認め、議案第11号については、原案どおり、可決することといたします。

7 議案第12号 港区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

○五味原委員長 続きまして、議案第12号、港区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、図書・文化財課長、お願いします。

○図書・文化財課長 資料ナンバー7をご覧ください。区立図書館の設置条例の一部改正という条例の施行期日を平成19年の4月1日に定める規則でございます。

これは赤坂図書館の位置の変更の条例の関係の一つ改正でございます。よろしくお願いいたします。

○五味原委員長 これはこの前位置を変更したときに日にちを決めなかった、この件ですね。質問がないようでございますから、採決に入ります。

議案第12号について、原案どおり、可決することで、異議ございませんか。

(異議なし)

○五味原委員長 よろしゅうございますか。

議案第12号については、原案どおり、可決することといたします。

8 議案第13号 港区立学校事案専決規程の一部を改正する規程について

○五味原委員長 続きまして、議案第13号、港区立学校事案専決規程の一部を改正する規程について、指導室長、お願いします。

○指導室長 お手元の資料ナンバー8をご覧ください。港区立学校事案専決規程の一部改正についてでございます。

平成17年度から導入しております教頭の名称を副校長、副園長とする制度の導入趣旨の実行性をより高めるために、副校長、副園長の権限を拡充するとともに、現状に沿った内容とするため、規程適用に定める校長または教頭、副校長の専決すべき事案の一覧を整備するものでございます。

既に都立学校及び各区における学校事案専決規程を変更していることもございますので、それらの内容も参考として整備いたしました。

1枚おめくりいただきますと、改正案として、校長と教頭の区分と内容の権限が一覧となっております。主な改正点でございますけれども、1番目の学校教育の管理に関することにつきましては、

の教務に関すること、そこに校長のところには、学校の安全・危機管理に係る計画に関することということを行いまして、今まで防災に係る計画に関することが教頭専決となっておりますが、重要な事項でありますので、校長の専決事項とし、教頭については、行事の計画に関すること、重要なことは除くというような形で決めております。

また、校長のところに新たに図書館の整備に関することということで、港区では図書館を充実す

るということが大きな内容でございますので、そういうことを校長の専決として入れておきました。

次に、副校長の権限拡充に関するところでございますが、これは所属職員の管理に関する2番目のところでございますけれども、特にもう1枚おめくりいただきますと、職員の服務に関するところということで、たくさん改正の内容が書いてございますが、職員の服務、研修及び出張に関する命令及び承認に関するところの内容を詳しく細かく分割してなっております。校長の専決は教頭に関するところ、教頭の服務に関する命令と承認でございまして、教頭の専決としては、教頭を除く職員の服務に関する命令、承認ができると。教頭の仕事に職員の内容が出張等がそこに含まれたということでございます。

次に、学校の事務の管理に関するところということでありますけれども、もう1枚おめくりいただきますと、4、上の項目の学校事務の管理に関するところとございますが、そこに予算・決算に関するところということの内容で、教頭の専決としては配当予算の執行管理に関するところということで、これまでは執行状況の報告に関するところということでございましたが、より管理ということも含めて、教頭の内容をしっかりと、副校長としての勤務を明らかにしたというものでございます。

その他、文言の整理といたしましては、教頭の決定すべき事案とされている場合を除き、教頭専決とする事案については、教頭の決定すべき事案を輕易なもの、または定例的なものに限るなどというものが括弧書きでいろいろそういったところに書いてあるのですが、そう書いて明確化したものでございます。

校長、園長及び教頭の学校経営の体制を強化するということで、副校長、副園長の管理職としての立場をより明確にし、学校体制の強化を図るということがありますとともに、校長、副園長のモラルアップといえますが、立場を自覚し、しっかりと学校経営層としての自覚を持ってもらいたいということ。それから、対外的な対応として、副校長、副園長の対応として明確化し、その権限をしっかりと持たせることによって、学校経営を円滑化するというところも含めて、専決規程を改正するというところでございます。以上で、説明を終わります。

○五味原委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問のある方どうぞ。

○澤委員 副校長の権限の明確化ということですが、特に重要なのは、職員の服務に関するところかなり明確化されたのですか。

○指導室長 そうです。

○澤委員 校長は教頭に、教頭先生は各職員にという。その辺の権限を明確に文章化した。ピラミッドの構造ですね。

○小島委員 この専決規程というのは非常に大事な規程なのですね。だから、我々ももうちょっとゆっくり。

○澤委員 これ頭に入れておかないと。

○小島委員 非常に大事な規程ですよ、これ。

○澤委員 教頭と校長の権限を明確にする。

○小島委員 校長も譲るところは譲らなければ。副校長は校長の指揮・命令に服することなどというのは、どこに書いてあるのですか。そういうのはまた別のところに書いてあるのですか、当たり

前のこと。

- 指導室長 そのとおりです。
- 小島委員 そういうを書かなくてはいけないのですか、ここに。
- 指導室長 学校の事案専決ですので、いろいろな事務的な内容に関するさまざまなことをきちんと明確化しようというもので、役割につきましてはまた規程で。
- 小島委員 学校教育法に規定があるのですね。わかりました。
- 五味原委員長 ほかにいかがでございますか。
- 小島委員 ここで給食が出ているから聞きますけれども、給食費はだれが管理するのですか。
- 指導室長 1 番目の学校教育の管理に関することの 給食に関することとございまして、給食費の執行管理及び決算に関することは、校長の専決でございます。
- 五味原委員長 ほかにいかがでございますか。
- 小島委員 あと主幹の先生がいますよね。主幹の先生も例えばこの事案専決規程に載っていないのですが、学校内における何らかの専門的に扱うことはあるのでしょうか。
- 指導室長 主幹は管理職ではないのです。仕事としては、指導・監督などもするけれども、東京都としては管理職という位置付けではなく、特別な別枠の職としてやっております。ただ、中身の指導・監督という中身は、教員に対して行うということとはできるということで、主幹の職務の四つぐらい項目があるのですけれども、教頭を補佐するとかそういうことが書かれております。
- 小島委員 セッかく主幹という制度をとって、各校に3、4人配置したわけですから、その主幹の事務もきちんと、ほかに書いてあるのかも知れませんが、入れるといいのかと思い質問しました。
- 五味原委員長 ほかにいかがでございますか。
- 横矢委員 学校の安全危機管理にかかる計画に関することが、校長の方にはっきり入ったというのはいいことだとは思いますが、今まで教頭、副校長先生が防災担当で、かなりお力を発揮してくださっていた部分ではないかと思うのです。そこが何となく逆に取り除かれて、行事に余り重要ではない行事の計画に関することとまとめられているのがちょっと気になるのですけれども、教頭先生、副校長先生というのは、この学校危機管理にかかわることには、直接もう担当されないというイメージでしょうか。
- 指導室長 そうということではないと思います。防火・防災管理者というのが、教頭が必ずそれをするというものになっております。これは校長が専決しますけれども、実際に仕事の内容やいろいろなかわりについては、教頭が、また副校長がやるということになりますので、ないからやらないというのではないと思います。
- 横矢委員 何となくもう少し一言下書いておいていただければ、計画に関することと、上が校長が書いてあるのなら、教頭の方にも実施に関することではないですけれども、何か入れていただいた方がわかりやすいような気がしました。
- 教育長 この専決規程という意味合いを根本的に考えておかなくてはいけない。この専決規程というのは何かということを説明しなければならないと思うのです。これは決裁権、要するに簡単に

言いますと。決裁をする権限のことを言っているのであって、職務のことを言っているわけではないのです。ですから、学校の安全危機管理にかかわる計画は、教頭以下職員に立てさせたものを最終的に校長が決裁して、これでよいだろうということをする権限ということなのです。

ですから、実際の仕事は副校長以下職員がやることになります。これは公務文書に関する規程というのは、これは校長がしますので、だれにどんな職務を与えるという事務分掌を細かく規定します。それも校長の専決です。

ですから、仕事の中身ということではなくて、権限として。つまり今まで副校長が教職員の休暇申請簿を出します。そのときに教頭が「よし、わかったよ。決裁しますよ」ということができませんでした。これは校長が必ずすることになっていた、港区では。ですけれども、今回この改定で校長がかかわらなくても教頭の決裁で休暇をとれます、と改正したとこういうことなのです。

○小島委員 今まで、我々一般区民が使う言葉と専門家の使う言葉の意味合いがちょっと違いますので、事案専決というのは、我々はまさしく職務を決めたものだばかり思って先ほどから質問していたのですけれども、今の教育長の説明ですと決裁権限。決裁権限と言うとちょっと違うような気がします。

○教育長 もっぱら決裁するという意味なのです、専決。

○五味原委員長 印がなくてはいけないレベルが決まっている部分と入れる分は違う。

ほかにございませんか。ほかになれば、採決に入らせていただきます。

議案第13号について、原案どおり、可決することで異議ございませんか。

(異議なし)

○五味原委員長 議案第13号については、原案どおり、可決することといたします。

9 議案第14号 港区幼稚園教育委員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について

○五味原委員長 続きまして、議案第14号、港区幼稚園教育委員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について、指導室長、お願いします。

○指導室長 ただいま、議案第14号、移りますが、議案第15号、資料ナンバー9番と10番について、一括してご説明をさせていただきたいと思います。

本案は、港区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

港区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の改正において、職員が給与を受けながら、職員団体のためのその業務を行い、または活動することができる場について、適法な交渉のみに限定し、その準備行為を除いたことに併せて同様の改定を行うものでございます。

最後のページのところをあけていただきますと、改正案と現公布のものがいずれも、どちらのところもでございますけれども、現行につきましては、その準備、交渉及びその準備という文言が入っていましたが、改正については、その準備ということが除外されたということでございます。

施行は平成19年6月1日からとなっておりますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

以上でございます。

- 五味原委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問のある方どうぞ。
- 小島委員 初歩的なことすみません。これだれが承認するのですか。
- 指導室長 その所属する上司です。幼稚園で言うと園長です。
- 五味原委員長 ほかにございませんでしょうか。
- 教育長 今度は事案専決規程が変わったのです。
- 指導室長 副園長です。
- 教育長 副校長、副園長です。
- 小島委員 先ほどの専決規程。
- 教育長 専決のところの第4項です。
- 小島委員 これは団体交渉の場合ですから、団体交渉の当事者が、相手方の免除を承認するかどうかというのは、何かちょっと違うのではないかという気がするのですが、いいのですか。もう少し、第三者的な人が承認するかどうかというのも考えた方がいいのではないのでしょうか。それで今承認をだれがするのか聞いてみたのですけれども。
- 指導室長 いろいろこの適法な交渉については、その参加したときには、参加票というのが、手続きがございまして、参加した場合にはそこに何月何日の何々の集会で参加したという印が押されて、今現行ですと、それが今度所属に回ってきて、確かに行ったとかという確認するという、参加票をもって確認をするという手続きが既にございます。そういうことで確認をしていくことができます。
- 小島委員 そうすると免除することができると、やや形式的な決裁になるのですか。ちょっと何かおかしい気がしたので。
- 五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

ほかになければ、採決に入らせていただきます。議案第14号について、原案どおり、可決することで異議ございませんか。

(異議なし)

- 五味原委員長 異議ないと認め、議案第14号については、原案どおり、可決することといたします。

10 議案第15号 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について

- 五味原委員長 続きまして、議案第15号、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について、これは今……。
- 指導室長 今一緒に。同じでございます。
- 五味原委員長 この件について、何かございますか。
- 小島委員 これも副校長でしたか。
- 指導室長 そうです。

○小島委員 では先ほどと同じですから、いいのではないですか。

○五味原委員長 よろしゅうございますか。

それでは、ほかになれば、これより採決に入ります。

議案第15号について、原案どおり可決することで異議ございませんか。

(異議なし)

○五味原委員長 議案第15号については、原案どおり可決することが決定いたします。

ほかになにかございますか。

「閉 会」

○五味原委員長 以上をもって、本日の委員会を閉会といたします。次回は4月2日午前11時30分から予定しております。よろしくお願いいたします。

(午前11時3分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 五味原 康

港区教育委員会委員 小島 洋祐